

京都市告示第780号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者とし、駐車料金の徴収及び収納事務を委託します。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

1 公金収納受託者の名称

京都シティ開発株式会社

2 委託をする事務の内容

京都市山科駅前駐車場、京都市山科駅自転車等駐車場の駐車料金の徴収及び収納事務

3 委託する期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

(建設局都市整備部市街地整備課)